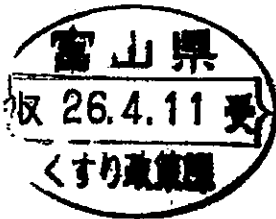
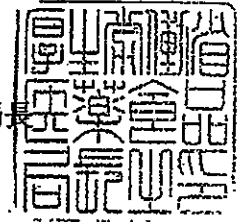


平成26年4月8日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区长 } 殿

厚生労働省医薬食品局長



オバマ・アメリカ合衆国大統領の来日に伴う  
毒物及び劇物の適正な保管管理について（依頼）

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、警察庁警備局長から、別添のとおりオバマ・アメリカ合衆国大統領来日に伴う警備協力に関する要望があったところであり、貴職におかれては、貴管下関係業者等に対し、特に下記の内容について再度の指導徹底を行っていただくようお願いいたします。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日付け薬発第313号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」（平成10年7月28日付け医薬発第693号医薬安全局長通知）等を踏まえ、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第16条の2に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。
- 3 「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」（平成17年11月14日付け薬食審査発第1114001号、薬食監麻発第1114001号医薬食品局審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長連名通知）の趣旨を踏まえ、毒物及び劇物取締法第14条及び第15条に基づく譲渡手続及び交付制限を遵守し、身分証明等により譲受人の身元（法人にあっては当該法人の事業）並びに毒物及び劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うとともに、家庭用劇物以外の毒物及び劇物の一般消費者への販売等を自粛すること。

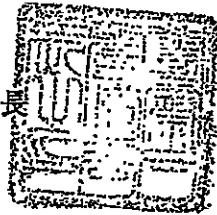
別添



警察庁丙備発第52号  
平成26年3月20日

厚生労働省大臣官房長 殿

警察庁警備局長



オバマ・アメリカ合衆国大統領来日に伴う警備協力について (要望)

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます次第です。

さて、来る4月下旬ころ、オバマ・アメリカ合衆国大統領一行が、日米首脳会談等のため来日する予定です。

同大統領をめぐりましては、依然としてイスラム過激派等の最大の標的とされている状況がうかがえることから、同大統領一行や同国関連施設等を対象とした「テロ、ゲリラ」事件等の発生が懸念されます。

警察では、同大統領を始めとする関係者の安全と諸行事の円滑な遂行を確保するため、警備の万全を期することとしております。

貴台におかれましても、本件警備の重要性を御賢察の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますようお願いいたします。

○ 各省庁共通要望事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 関係情報及び不審者情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 来日期间中における宿舎、行き先地等関連地域での工事等の自粛
- 5 業務用車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 交通総量抑制に関する協力

○ 個別要望事項

- 1 来日期间中における救急医療体制の確立
- 2 NBCテロ対策に係る警察との連携の強化
- 3 病院、薬局、研究所等における毒劇物、爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化の指導
- 4 研究所等における特定病原体等の管理強化の指導